

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

岐阜県社会福祉協議会では、東北地方太平洋沖地震により被災した地域から本県へ避難された世帯に対する貸付を行っています。

貸付希望の方は、避難先の市町村の社会福祉協議会へご相談ください。

■ 貸付対象

対象地域に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯で、避難先である本県に当分の間（1か月以上を目安）居住し、継続的に連絡が取れることが見込まれる世帯

※対象地域

- ① 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、災害救助法の適用となった地域
- ② 平成23年3月12日以降に発生した長野県北部を震源とする地震により、災害救助法の適用となった地域
- ③ ①及び②の地震により被災したため特例措置が必要な地域として、各都道府県が設定した地域
- ④ 平成23年福島第一・第二原子力発電所事故に伴う内閣総理大臣による住民の避難指示の対象となった地域

■ 貸付限度額

原則として10万円以内。特別な場合は20万円以内。

※特別な場合

- ・世帯員の中に死亡者がいるとき
- ・世帯員に要介護者がいるとき
- ・世帯員が4人以上いるとき
- ・重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯

■ 貸付方法

- ・貸付利子 無利子
- ・連帯保証人 不要
- ・据置期間 貸付の日から1年以内
- ・償還期限 据置期間経過後2年以内

※償還期限内に償還されなかった場合は、残元金に対して年10.75%の延滞利子がかかります。

■ 相談・申請 受付窓口

避難先の市町村の社会福祉協議会へご相談ください。

■ 問合せ先

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 総務企画部 貸付担当
電話 058-273-1111 内線2513・2514